

2019年 東三河地域問題セミナー

第 3 回 公 開 講 座 の ご 案 内

東三河地域問題セミナー(第3回公開講座)を下記のとおり開催いたしますので、ご参加ください。

- 1. 日 時 令和元年 8月 27日 (火) 午後 2時 00分～午後 4時 30分
- 2. 場 所 豊橋市民センター (カリオンビル) 6階 多目的ホール
(住所: 豊橋市松葉町二丁目 63 番地、電話: 0532-56-5141)
- 3. テ ー マ **これからの外国人受け入れを考える
～改正入管法施行後の“総合的対応策”～**
(特非) 多文化共生リソースセンター東海 代表理事 土井 佳彦 氏

地域密着型日本語教室の過去・現在・そして明日へ
～外国人労働者も「ひと」。人として繋がる事で目指す多文化共生とは～
(特非) フロンティアとよはし 理事長 河村 八千子 氏

4. 参 加 費 無料

2019年4月1日に施行された「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」(以下、改正入管法)では、国内の労働力不足を理由に新たな在留資格「特定技能」を創設し、これまで認められていなかった14業種で外国人の受け入れを拡大しました。

また日本政府は、それに先立ち2018年12月には、近年急増する外国人住民との共生社会づくりに向けて「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」を発表しました。こうした一連の国の動向を受け、在日外国人の人権保護を第一に、労働者の生活インフラの確保、日本語習得、子どもの教育等さまざまな地域課題に取り組む必要性が高まっています。

東三河地域では、2015年現在、19,878人の外国人(人口の2.6%)が居住していますが、1990年の改正入管法以降、リーマンショックや技能実習生制度の改正等、その時の政治や経済により外国人人口は大きく変動しています。今回の改正入管法により、今後、東三河地域の各市町村で多国籍の外国人が増加し、様々な地域課題が多国籍で生じると考えられます。

そこで、今回の講演会では、多文化共生リソースセンター東海 土井様に、今回の改正入管法に言及した多文化共生の全国的な課題等を、フロンティアとよはし 河村様に、地元豊橋市で20年、外国人と「日本語教室」で人として繋がることを学び、多文化共生とは何かを探し続けてきた活動等をご講演頂きます。是非、皆様、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

◆出欠のご連絡を8月23日(金)までにFAXもしくはE-mailにてお送り下さい。

公益社団法人 東三河地域研究センター 行 FAX:0532-57-3780 E-mail:webmaster@hrrc.jp
東三河地域問題セミナー(2019年 第3回公開講座) 出欠票

ご出席 ご欠席

お問合せ(公社)東三河地域研究センター 住所 愛知県豊橋市駅前大通三丁目53番地 TEL 0532-21-6647

団体名・会社名		
ご所属・お役職名		
お名前		
連絡先	T E L F A X E-Mail	T E L F A X E-Mail